

2022年12月8日 全11頁

「資産所得倍増プラン」により 家計の資産形成は大きく前進する見通し

年末に向けた焦点は NISA の年間・累計非課税枠の金額に

金融調査部 主任研究員 是枝 俊悟 研究員 藤原 翼

[要約]

- 2022 年 11 月 28 日に、内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議は、「資産所得倍 増プラン」(以下、プラン)を決定した。プランでは、当面の目標として、NISA の総口 座数と NISA における累計買付額を 5 年で倍増させることを掲げた。
- プランでは目標を実現するために、NISA の抜本的拡充や恒久化を行うとともに、投資 未経験者を投資に踏み出せるようにするための政策などと合わせ「7本柱」の取組を一 体として推進するとした。第1の柱として掲げられた NISA の恒久化と非課税保有期間 の無期限化はほぼ確実となり、有価証券投資の普及に向けた大きな前進である。なお、 NISA の年間・累計の非課税枠の金額や、つみたて NISA と一般 NISA の併用が認められ るか否か等の詳細な制度設計は年末までに結論が出る見通しである。
- 恒久化と非課税保有期間の無期限化により、NISA はシンプルで理解しやすい制度とな る。これに加えて、プランに掲げられた、消費者への中立的なアドバイス提供の仕組み、 雇用者に対する資産形成の強化、金融経済教育の充実、顧客本位の業務運営の確保と合 わせて、投資未経験者を投資に踏み出せるようにすることが重要となる。

[目次]

金融経済教育の充実 顧客本位の業務運営の確保

2ページ 資本主義実現会議で「資産所得倍増プラン」が策定 プランの中心的な位置付けである NISA 抜本的拡充 「NISAの口座数・累計買付額を5年間で2倍」の実現は可能か? 5ページ 制度恒久化・非課税保有期間の無期限化は決定的に 一般 NISA とつみたて NISA の併用はできるのか? 未成年の利用を認めるか? 年間・累計の非課税枠の水準はどうなる? 累計投資上限は使い切りか、売れば再利用可能か 3. 投資未経験者を投資に踏み出せるようにするための政策………… 9ページ 中立的なアドバイス提供の仕組み 雇用者に対する資産形成の強化

1.「資産所得倍増プラン」のねらいと目標設定

資本主義実現会議で「資産所得倍増プラン」が策定

2022 年 11 月 28 日に、内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議は、「資産所得倍増プラン」(以下、プラン)を決定した。

プランでは目標を実現するために、①NISAの抜本的拡充や恒久化、②iDeCo制度の改革、③消費者への中立的なアドバイス提供の仕組み、④雇用者に対する資産形成の強化、⑤金融経済教育の充実、⑥国際金融センターの実現、⑦顧客本位の業務運営の確保の7本柱の取組を一体として推進するとした。

このようなプランが設けられた背景には、家計が2022年3月末で2,000兆円超の金融資産を保有しているにもかかわらず、半分以上を預貯金として保有しており、資産所得を得るために十分に活かしていないことがある。投資環境を整えることを通じて中間層の資産所得を増やすと同時に、家計資産を企業の成長原資とし、その企業価値の向上が金融資産所得の拡大に繋がる「成長と資産所得の好循環」(プランp.1)への期待がプランでは述べられている。

プランの中心的な位置付けである NISA 抜本的拡充

プランでは当面の目標として、①5 年間で NISA 総合口座 (一般・つみたて) を現在の 1,700 万から 3,400 万へ倍増②5 年間で NISA 買付累計額を現在の 28 兆円から 56 兆円へ倍増させることを掲げている。その後、NISA に限らない「家計による投資額 (株式・投資信託・債券等の合計残高)の倍増」(プラン p. 2) も目指すとし、「これらの目標達成を通じて、中間層の安定的な資産形成を実現するために、長期的には資産運用収入そのものの倍増を見据えて政策対応を図る」(プラン p. 2) としている。

目標設定に見られるように、今回のプランでは NISA の抜本的拡充が大きな柱となっている。 これまでも NISA は資産形成の手段として、中間層を中心に利用されてきた。

図表1は日本銀行「資金循環統計」の家計金融資産残高から、年金資産や個人事業主の事業性 資金などを除いた「純然たる家計金融資産」の分布を推計したものである¹。同図からは、純然 たる家計金融資産の5割、有価証券保有額の7割を富裕層(純資産残高1億円以上)が保有して おり、富裕層への偏在が大きいことが確認できる。

だが、同様に各種統計により NISA 残高の分布を推計すると、NISA 残高の 7 割は中間層に保有されており、富裕層の保有分は 3 割に留まる 2 。この点から NISA の利用を拡大させることが、過度な格差の拡大には繋がらない可能性が示唆される。

² 図表 1 で定義する富裕層の NISA 残高の実績値は金融庁統計から取得できない。このため、富裕層の NISA 口座開設者は、NISA 口座開設時から毎年限度額一杯まで有価証券を買付け、買付けた有価証券の運用成果や売却する割合は NISA 口座全体の傾向と同じと仮定して推計を行った。



¹ 推計手順や結果の詳しい説明については、是枝俊悟・藤原翼「NISA の抜本的拡充による中間層の資産所得向上効果の試算」、(大和総研レポート、2022 年 8 月 24 日)を参照。なお、同レポートでは NISA 残高の分布推計は行っていない。

▲ 1世帯あた 1億3,000万円/世帯 りの金額 金融資産 650兆円 300万円/世帯 うち 有価証券 214兆円 2,000万円/世帯 1,800万円/世帯 180兆円 160兆円 1.150万円/世帯 1, <u>000万円</u>/世帯 うちNISA 950万円/世帯 500万円/世帯 24兆円 19兆円 340兆円 37兆円 8割 有価証券保有率 保有率 保有率 27% 21% 65-74歳 富裕層 65歳未満 (3.000万世帯) (900万世帯) (900万世帯) 中間層 (4,800万世帯) 世帯)

図表1 「純然たる家計金融資産」と NISA の分布推定値

(注) 2019 年末現在の推定値(NISA のみ 2021 年末時点の推定値)。年金資産や事業性資金などを除く。資産(純金融資産+不動産)が1億円以上の世帯を「富裕層」、資産1億円未満の世帯を「中間層」とした。 (出所)日本銀行、総務省、国税庁、金融庁、日本証券業協会等より大和総研作成

「NISA の口座数・累計買付額を5年間で2倍」の実現は可能か?

直近の NISA 口座数の推移を確認すると、つみたて NISA が導入された 2018 年以降に口座数の伸びが加速している (図表 2 左)。 2018 年以降の口座数の伸び率を継続できれば、2027 年 6 月時点の口座数は約 3,500 万口座となり、直近の 2022 年 6 月時点の約 2 倍となる。

口座数 (一般、つみたて) の推移を年齢階級別に見ると、50 歳代までの現役層における増加が顕著である一方で、60 歳以上の高齢者においては緩やかな増加ペースに留まっている (図表2 右)。5 年後の目標達成には若年層を中心とした現役層の継続した投資参入がポイントになるだろう。また、NISA の開設率が最も高い年齢層である 30 歳代でも口座開設率 (口座数/人口)は2割ほどであることから、いずれの年齢層でも口座数の増加余地は大きい。



足元の NISA 未利用層の投資意欲やリスク許容度が高いとは限らないため、2018 年以降のトレンドの 5 年間の継続は決して容易ではないが、プランに掲げられた NISA の抜本的拡充と投資未

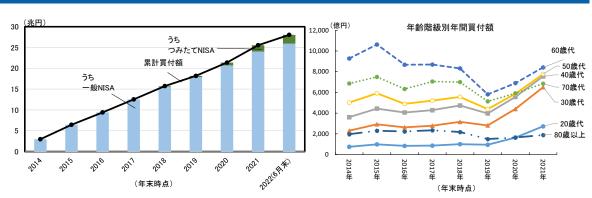


経験者を投資に踏み出せるようにするための政策を着実に実施していくことでこの目標は達成 可能といえよう。

一方、NISAの累計買付額の現状を確認すると、相場の影響もあるものの、年3兆円前後のペースでの増加が続いている(図表3左)。2018年につみたてNISAが創設されたが、つみたてNISAは年間投資限度額が低く、かつ、金融資産保有額の少ない若年層の利用が多いため、累計買付額ベースでは一般NISAの寄与が大きい。

仮に、年3兆円ペースでの買付が継続したとすると、2027年6月末の累計買付額は44兆円となり、直近の2022年6月時点の約1.6倍に留まる。

年齢階級別の年間買付額を確認すると、口座数の伸びとともに現役層の買付額が大きく増加しているが、足元で最も買付額が多いのは 60 歳代だ(図表 3 右)。プランでは、一般 NISA につき、60 歳代以上の世代で年間投資枠の上限まで投資を行う投資家が多く存在する可能性を指摘している。退職金の受取りや住宅ローン返済を終えてキャッチアップ投資を行う高齢層や現役層のうちつみたて NISA の年間投資額の制約を受けている層にとって、十分な年間投資上限になるかが、目標達成のポイントになるだろう。



図表 3 NISA 買付額の推移 (左:合計の累計買付額、右:年齢階級別年間買付額)

(出所)金融庁「NISA口座の開設・利用状況調査」より大和総研作成

また、最終的な目標である資産所得倍増達成のためには、売却状況が加味されない買付額だけではなく、残高を着実に増やしていくことが重要である。ただし残高は株価の変動の影響を受け、投資の普及状況とは異なる要因が大きく作用することから、政策目標としなかったことは妥当な判断といえよう。

これまで、一般 NISA では残高の 2~3 割ほどが毎年売却されているが、つみたて NISA では 5%ほどに留まる。このことから、残高を増やしていくには、投資資金を長期で積み上げていく 「つみたて NISA」の普及が重要であると考えられる。



2. 抜本的拡充後の NISA のすがたとなお残る論点

制度恒久化・非課税保有期間の無期限化は決定的に

プランでは、NISA の抜本的拡充を第一の柱として掲げ、「(前略) 制度の予見可能性を高め、 制度をシンプルにすることにより中間層を中心とする層の資産形成を更に促すため、NISA 制度 の恒久化を図る。併せて、非課税保有期間の無期限化と非課税限度額の引上げを進める」(プラ ンp.4) とした。

政府・与党の税制改正案の意思決定は、与党の税制調査会によってなされ、与党が決定した税 制改正大綱をもとに政府が税制改正法案を起草し国会に提出するのが通例である。ただし、NISA の制度恒久化と非課税保有期間の無期限化については岸田首相自身の言葉として明言している ため³、与党税制調査会も尊重するものとみられる。

今後、一度 NISA で購入した有価証券はずっと NISA の中で持ち続けることが可能となり、配 当・分配金はいつまでも非課税で受領でき、いつ譲渡しても運用益が非課税となるシンプルで 分かりやすい制度になる。また、制度終了時期を意識することなく、人生 100 年時代のライフプ ランを立てる上で NISA を資産形成の中核として利用できるようになる。まだ制度設計上詰める べき点は残されているが、NISA の制度恒久化と非課税保有期間の無期限化がほぼ確実となった ことは、有価証券投資の普及に向けた大きな前進である。

NISA の抜本的拡充後の詳細な制度設計については、金融庁が 2022 年 8 月に税制改正要望(以 下、金融庁案)を提出しており、金融庁案をベースとして検討が進められるものと考えられる。

図表4は、現行のNISAと金融庁案、資産所得倍増プランでの言及につき整理したものである。

図表 4 NISA の現行制度・金融庁案の概要と資産所得倍増プランでの言及

現行制度 金融广案 資産所得倍増プラン つみたてNISA つみたてNISA 一般NISA ジュニアNISA での言及 成長投資枠 (積立投資枠) (一般NISA的制度) 対象者 成年限定 未成年限定 2年・未成年共通の制度に 言及なし (今後の 成長投資枠は「つみたてNISA」に包含さ ・般NISAかつみたてNISAの 制度間の関係 いずれかを選択 れ、いずれも利用可能に 金融庁に届出された 長期投資に向く公募 株式投信、ETFのみ ETF等の全般(注) 金融庁に届出された 上場株式、公募株式投信、上場REIT、 投資対象 長期投資に向く公募 ETF等の全般 株式投信、ETFのみ 投資手法 積立投資のみ 白由 積立投資のみ 自由 制度実施期間 2042年まで 2023年まで 恒久化 (投資可能な期間) 無期限化 非課税保有期間 20年間 5年間 年間投資額は上限あり、累計投資額は上限なし 非課税枠 を設定(年間投資額の上限内でも累計投 (年間投資額×非課税保有期間が (投資上限) 実質的な累計投資額上限となる 資額上限を超える投資は不可) 40万円以上 年間 F 限 40万円 80万円 Aとは別枠で設定 120万円 に拡大 (A) **800万円以上に拡大**(B) 宝質800万円 実質600万円 実質400万円 累計上限 (80万円×5年) (今後の 論点) (40万円×20年) (120万円×5年) Bの内枠で設定 売却した場 ・年間非課税枠は復活しない ・年間非課税枠は復活しない (累計非課税枠も実質復活し 合の扱い 累計非課税枠は復活する 払出制限 あり 未成年も含め「なし」? なし (注) 現行法上、2024年以後は一般NISA的制度 (新NISAの2階部分) において、整理銘柄・監理銘柄およびレバレッジ投信については対象から

3 首相官邸ウェブサイト「資産所得倍増分科会」(令和4年11月25日)より。



(2022年11月28日) をもとに大和総研作成



(出所) 法令、

一般 NISA とつみたて NISA の併用はできるのか?

現行制度では、投資家は一般 NISA かつみたて NISA のいずれかを選択して利用する「選択制」となっている。金融庁案は、「つみたて NISA を基本としつつ、一般 NISA の機能を引き継ぐ『成長投資枠(仮称)』」(金融庁案 p. 4) をつみたて NISA の中に設け、現在のつみたて NISA 的な積立投資と一般 NISA 的な自由度の高い投資の両方を併用できるものとしていた。

プランでは、「一般 NISA とつみたて NISA のいずれも重要な意義を有するもの」(プラン p. 5)とした上で、両者とも制度実施期間の恒久化、非課税保有期間の無期限化、非課税限度額の引き上げを提唱しているが、両者の併用の可否については言及がない。現時点では、抜本的拡充後のNISA のすがたとして、一般 NISA とつみたて NISA につき「選択制の維持」、「併用可に改正」のいずれの可能性もあり得る。以後、本レポートでは、金融庁案における「成長投資枠」部分を「一般 NISA」、積立投資枠部分を「つみたて NISA」と読み替えて説明する。

未成年の利用を認めるか?

現在は、成年向けの一般 NISA・つみたて NISA とは別に、未成年者向けのジュニア NISA が設けられているが、ジュニア NISA は 2023 年で新規買付が終了予定となっている。金融庁案では「ジュニア NISA は、予定通り 2023 年末で新規買付終了」(金融庁案 p. 4) とする一方、「つみたて NISA の対象年齢を未成年者まで拡大」(金融庁案 p. 4) するとしていた。

プランでも、「NISA 総口座数 (一般・つみたて) を現在の 1,700 万から 3,400 万へと倍増させる」(プラン p.2)などと記載されていることから、ジュニア NISA は予定通り 2023 年末で新規買付終了することを想定しているものと考えられる。ただし、一般 NISA・つみたて NISA の対象年齢の拡大については言及がない 4 。

年間・累計の非課税枠の水準はどうなる?

現行のNISAは年間投資額に上限を設けている一方、累計の投資額には特段の上限を設けていない。もっとも、非課税保有期間が有限であるため、年間投資額×非課税投資期間が実質的な累計投資額の上限となっている。

NISA の非課税保有期間を無期限化、制度実施期間を恒久化すると、それだけであれば、投資家個人が生きている限り毎年新たな非課税枠が設定されることとなり、累計の投資額は青天井となる。ただし、金融庁案では累計の投資額に上限を設けるとしている。その上限は、現行のつみたて NISA の累積投資額の上限を実質 800 万円 (40 万円×20 年) とした上でそれ以上の水準に拡大するとしている。

⁴ 新しい資本主義実現会議(2022年11月28日、第13回)では、「『誰も取り残さない』包摂性ある新しい資本主義を強調すべきであり、つみたて NISA は未成年も含む、0歳から100歳以上の全国民を対象にする」(渋澤委員、資料7)、「ジュニア NISA に代わる世代を超えた資産形成を後押しする投資優遇制度の整備」が必要(櫻田委員、資料6)との意見もあった。



プランにおいても「(前略) NISA の投資に関する適切な生涯の上限枠を設けることを前提として」(プラン p. 5) NISA の非課税保有期間を無期限化することとしており、金融庁案が支持されている。

累計投資額に上限を設けるのは、NISA を富裕層を優遇するものでなく中間層の資産形成のための制度と位置付けるためと考えられる。例えば、仮に年間投資額を 200 万円とした上で 0 歳から制度利用を可能としたとすると、富裕層が贈与なども活用し 0 歳から 100 歳まで 100 年をかけて簿価 2 億円(200 万円×100 年)の有価証券を非課税で運用することも考えられる。英国の ISA には累計投資額の上限がなく富裕層の多額の利用を許容する制度設計となっているが、分配や分厚い中間層の復活を重視する岸田政権の方針を踏まえ、累計投資額の上限を設けることとしたものと考えられる 5。

年間・累計の投資上限の具体的水準は金融庁案にもプランにも明記されておらず、これから与 党税制調査会において詰められることとなる。

一般 NISA・つみたて NISA の併用が認められた場合、年間・累計の投資上限をそれぞれ別枠とするのか合算枠とするのかも論点となる。金融庁案では、年間上限は一般 NISA とつみたて NISA で別枠、累計上限では合計の上限の内枠として一般 NISA の上限を設定する(つみたて NISA は合計の上限まで投資可能)としている(図表 5 参照)。

20 60 60 60 60 一般NISA・ 60 つみたてNISA合 つみたてNISAの 計の累計上限: 60 一般NISA · 年間上限:80万円 1,600万円 内枠 180 つみたて 一般NISAの 60 NISA合計の 別枠 180 累計上限 年間上限: 一般NISAの :800万円 180 240万円 年間上限:180万円 180 1年日 2 3 5 6 7 8 10 11 12 13 14 16

図表 5 金融庁案における一般 NISA とつみたて NISA の年間・累計の投資上限の関係

(注)年間・累計の各上限額は金融庁案には明示されておらず、政府案として報道されている金額を参考に筆者が設けた仮の金額である。また、一般NISA・つみたてNISAはそれぞれ筆者が読み替えた表現である本文参照)。 (出所)金融庁「令和5 (2023)年度税制改正要望について」(2022年8月)等をもとに大和総研作成

金融庁案は、年間上限では一般 NISA とつみたて NISA を別枠とすることで、ある程度まとまった資金のある人が有価証券の保有額をある程度速いペースで積み上げること (キャッチアップ投資)を可能にする一方で、累計上限については、別枠とせず合算上限を設けることで上限額

⁵ 新しい資本主義実現会議(2022年11月28日、第13回)では、「(前略)『NISAの投資に関する適切な生涯の上限枠を設けること』は、金持ち優遇の批判を交わす(原文ママ)ためと察するが、そもそも中間層を中心とする層の資産形成が本制度改正の目的。平たくいえば『お金持ち』になってもらうための優遇制度なので、平仄が合わない。生涯の上限を設けることが条件であれば、つみたてNISAの改正後の年間上限額 X100(人生100年を念頭)以上は必須」(渋澤委員、資料7)との意見もあった。



を過度なものとしないこと、つみたて NISA のみ利用可能な枠を設けることで長期保有のインセンティブを持たせていることなどが特徴となっている。

累計投資上限は使い切りか、売れば再利用可能か

金融庁案では、NISA の累計投資上限は簿価残高が一定以内に収まるよう制約を設けるものとし、売ればその分だけ枠が復活することを想定している。この場合、一度 NISA で積み立てた資産を取り崩しても、また年間投資上限の範囲内で積み立てを再開することができる。すなわち、 NISA は結婚資金、住宅資金、子どもの教育資金などライフステージに応じて必要となる資金を運用しながら形成し、一度取り崩した後もまた次のライフイベントに向けて資産形成を再開するといった柔軟な使い方ができることとなる。

現行のNISAの年間投資上限は売却しても復活しない。このため、累計投資上限についても年間投資上限と同様に、その人がNISAの中で生涯に購入できる株式や投資信託の累計額と定義し、売却しても非課税枠が復活しないという制度設計も考え得る。

ただし、年間投資上限が売却しても復活しないルールは、高頻度の売買を防ぐため設けられた 規定であり、累計投資上限においては売った分だけ非課税枠が復活する規定を設けても高頻度 の売買が行われる懸念はない。

もし累計非課税枠が復活しないこととなった場合、ライフイベントにより取り崩す可能性がある資金を NISA で運用することは慎重に考えなければならなくなる。例えば図表 6 のように、取り崩しては積み立てを再開し、また取り崩すということを繰り返してしまうと、人生の半ばで累計非課税枠を使い切ってしまい、生涯 NISA が利用できなくなってしまうということもあり得る。NISA を使いやすい制度とするためには、金融庁案のように、累計投資上限は売れば復活する制度設計が望ましいだろう。

[復活する場合のイメージ] [復活しない場合のイメージ] 住宅取得資金 簿価残高 簿価残高 住宅取得資金 結婚資金 結婚資金 として 取り崩し として 取り崩し として 取り崩し として 取り崩し 累計上限 累計上限 使用済み 投資累計額 実際の 簿価残高 経過年数 経過年数

図表 6 NISA の累計非課税枠につき売却時の復活の有無による違い

(出所) 大和総研作成



3. 投資未経験者を投資に踏み出せるようにするための政策

恒久化と非課税保有期間の無期限化により、NISA はシンプルで理解しやすい制度となる。ただし、投資未経験者を投資に踏み出せるようにするためには、これに加えて、投資未経験者の知識不足の解消や不安の払拭も必要となる。

プランに掲げられた、③消費者への中立的なアドバイス提供の仕組みの創設、④雇用者に対する資産形成の強化、⑤金融経済教育の充実、⑦顧客本位の業務運営の確保、は投資未経験者の知識不足の解消や不安の払拭のための重要な政策となる。

なお、プランの「7本柱」のうち、②iDeCo制度の改革については、当面の目標であるNISAの口座数や総買付額の増加に直接の効果は及ぼさないが、iDeCoの加入者数の増加は中長期の目標である資産所得や家計金融資産の増加にも資するし、iDeCo加入を通じて投資未経験者が投資の知識や経験を得れば、NISAも利用しやすくなるものと考えられる。⑥国際金融センターの実現についても、国内金融市場の活性化に繋がるのであれば日本の社会全体の投資機運を醸成することに寄与するだろう。

中立的なアドバイス提供の仕組み

プランでは、「(前略)消費者の知識不足を補完し、他方で、消費者が信頼をすることができる中立的なアドバイザーが求められている」(プラン p.9) として、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設を掲げている。

具体的には、英国において金融・年金関連の情報やガイダンスの提供を担う公共機関「MaPS (The Money and Pensions Service)」や諸外国における仕組みを参考に、日本においても、「(前略) 令和6年中に新たに金融経済教育推進機構(仮称)を設置し、アドバイスの円滑な提供に向けた環境整備やアドバイザー養成のための事業として、中立的なアドバイザーの認定や、これらのアドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う」「特に、こうした中立的なアドバイザーが行うアドバイスが投資初心者層へ広く提供されるよう、助言対象を絞った投資助言業(例えば、つみたて NISA や iDeCo における投資可能商品に限定)の登録要件の緩和を、必要な監督体制の整備と併せて検討する」(以上、プラン p. 9)とした。

金融庁に設置された顧客本位タスクフォースでは、「アドバイスの対象が特定の金融事業者や 金融商品に偏らない」アドバイザーを「中立的なアドバイザー」とし、「アドバイザーが金融商 品の販売を行う金融事業を兼業しているかどうか、顧客からのみ報酬を得ているかどうかとい った点を考慮」することで中立性を判断することが検討されている⁶。

⁶ この1文のカギカッコ内は、金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 顧客本位タスクフォース「中間報告(案)」(2022年11月22日)からの引用である。



雇用者に対する資産形成の強化

現在でも財形貯蓄制度、従業員持株会制度、企業型確定拠出年金、iDeCo+(個人型確定拠出年金における中小事業主掛金納付制度)、職場つみたて NISA などを通じて従業員の資産形成を支援している企業もある。

プランでは、これらの取組をより普及させるために、「従業員が職場つみたて NISA や従業員 持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する」 7 (プラン p. 10) とともに、「(前略) 中小企業において職場つみたて NISA や企業型確定拠出年金、iDeCo (ママ) 8 が広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う」 (プラン p. 11) とした。

また、プランでは、「(前略) 雇用者が中立的な認定アドバイザーを活用する場合に企業から雇用者に対して助成を行うことを後押しする」(プラン p. 10) としている。具体的には、入社時研修や企業型確定拠出年金制度における継続教育などにおいて、中立的なアドバイザーを活用する場合にその費用を一部補助したり税額控除したりすることなどが想定される。。

金融経済教育の充実

プランでは、国民に金融経済教育を届けていくために、前述の金融経済教育推進機構(仮称)を設置し、「(前略) 広く国民に訴求する広報戦略を展開するとともに、学校・企業向けの出張授業やシンポジウムの開催など、官民一体となった効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する」(プラン p. 11) としている。

また、約8,000万人の投資未経験者に「(前略)資産形成に一歩踏み出してもらうための働きかけを行う」ため、「(前略)資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての『基本的な方針』を策定する」(以上、プランp.12)とした。

英国では、公的機関の MaPS が 2020 年にフィナンシャル・ウェルビーイングの国家戦略を策定し、「金融的に健全な国は、個人、コミュニティ、ビジネス、経済にとって好ましい」との信念の下、「全ての人が最大限の金融資産と年金を築く」¹⁰ことができるよう、5 つの分野で 2030 年までに達成すべき具体的な目標を定め、2022 年にはこの目標を達成するための具体的な行動計画 ¹¹を策定している。日本においても、こういった例にならい、国としての方針を定め、それ

¹¹ 英国内の4つのカントリーごとに行動計画が策定されている。例えば、イングランドにおける行動計画についてはMoney & Pension Service "UK Strategy for Financial Wellbeing-Delivery Plan for England" (2022年2月)を参照。



[「]金融庁は、「職場つみたて NISA 奨励金が『賃上げ促進税制』 の対象となる旨の明確化」(金融庁案 p.3) を要望している。また、過去において金融庁が「企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、つみたて NISA 奨励金については、毎月 1,000 円を限度として非課税とすること」(金融庁「令和 2 年度税制改正要望項目」(2019 年 8 月) p.4) を要望していたこともあった。

⁸ iDeCo そのものは個人で加入する制度であるため、iDeCo+を指していると考えられる。

⁹ 金融庁は、「資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入」(金融庁案 p. 3) を要望している。 ¹⁰ この文のカギカッコ内は、Money & Pension Service "The UK Strategy for Financial Wellbeing 2020-2030"(2020年1月)p.1より、筆者訳。

を達成するための具体的な行動計画を作成していくことが期待される。

顧客本位の業務運営の確保

プランでは、「(前略) 家計の資産形成を支えるように、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ (インベストメント・チェーン) の各参加者が期待される機能を十二分に発揮する」ため、「(前略) 金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げが図られるよう、必要な取組を促すための環境整備を行う」(以上、プラン p. 16) とした。

具体的には、金融庁に設置された顧客本位タスクフォースにて、金融事業者に共通する義務として顧客の最善の利益を図るべきであることを定めること、販売会社やアドバイザーにおける利益相反の可能性と手数料等について顧客に適切に情報提供されること、運用会社において(中間顧客たる販売会社ではなく)最終顧客に適合する商品が提供されるようプロダクトガバナンスを強化することなどを目的に「顧客本位の業務運営の原則」の改訂や法令の見直しが検討されている。

【以上】

